

潤生園ホームヘルプサービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人小田原福祉会が開設する潤生園ホームヘルプサービス（以下「事業所」という。）において実施する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその利用者の居宅を訪問し、排せつの介助、日常生活上の緊急時の対応、その他安心して居宅において生活を送ることが出来るようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すものであることとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 潤生園ホームヘルプサービス
- ② 所在地 神奈川県小田原市蓮正寺 997-1

(職員の職種、員数及び職務の内容) (令和8年6月1日現在)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名以上

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) オペレーター 1名以上

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する利用者又はその家族からの通報を受け付ける業務に当たる。

(3) 計画作成責任者 1名以上

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申し込みに係る調整等の管理に当たる。利用者の状況を把握し適切なサービスが提供されるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成・交付を行う。また訪問介護員等に対する技術指導等を行う。

(4) 訪問介護員 必要な人数

訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとし、年中無休とする。
- ② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 24時間対応とする。
- ④ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(事業の内容及び利用料等)

第7条 定期巡回サービスは、訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の支援

- 2 随時対応サービスは、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
- 3 随時訪問サービスは、随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の支援
- 4 ケアコール端末機の設置は無料になりますが、端末機及び付属品の紛失、破損があった場合は実費相当を頂きます。また契約解除の際は端末機を引き上げる事とします。
- 5 鍵の保管を行う為のキーボックスを設置する際、設置に係る費用は無料となります。
- 6 交通費はサービス提供を行う通常の実施地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費を負担して頂くこととなります。訪問介護員が自動車を使用する場合の交通費は、通常の実施地域を越えて1キロメートル増すごとに片道50円をいただきます。
- 7 訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者のご負担とします。
- 8 指定夜間対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。利用料及びその他の費用の負担額の目安については、別紙「介護保険サービス料金表」にて利用者またはその家族に説明を行う。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

- 2 事業所は、指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小田原市とする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

<潤生園ホームヘルプサービス>

- ・苦情、相談責任者： 管理者 露木 智裕
- ・対応日時 月曜日から日曜日 午前8時から午後5時
- ・電話番号 0465-39-3101 ・ファックス 0465-39-3102

《小田原福祉会 福祉サービス相談委員会》

- 1 設置主体：社会福祉法人 小田原福祉会
- 2 設置場所：小田原市穴部 377 特別養護老人ホーム潤生園内 法人本部 会議室
- 3 開催日程：毎年4月、7月、10月、1月の第3木曜日 午前10時から午前11時まで
- 4 相談委員：楊 隆子 /岡村 悦子 /廣澤 雄治

<公的受付機関>

- ・小田原市高齢介護課介護給付係
(月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時15分 祝祭日、年末年始除く)
神奈川県小田原市荻窪 300 電話 0465-33-1827
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
(月曜日から金曜日午前8時30分から午後5時15分 祝祭日、年末年始除く)
神奈川県横浜市西区楠町 27-1 電話 045-329-3447

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供をさせないものとする。
- 6 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は

居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

- 7 事業所は、適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 8 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人小田原福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	平成 24 年 4 月 1 日施行	平成 24 年 10 月 1 日改正
	平成 28 年 5 月 1 日改正	平成 30 年 4 月 1 日改正
	平成 31 年 4 月 1 日改正	令和 2 年 4 月 1 日改正
	令和 3 年 4 月 1 日改正	令和 4 年 10 月 1 日改正
	令和 5 年 10 月 1 日改正	令和 6 年 4 月 1 日改正